

予防接種を受ける前によくお読みください！！

予防接種は体調のよい時に受けるのが原則です。お薬を飲んでいるなどの治療中の場合は、かかりつけ医に接種が可能かどうかを事前にご確認ください。

## BCG予防接種を受けるにあたっての説明書

泉南市立保健センター  
電話 482-7615

**\*できるだけ生後5か月の前日から生後8か月の前日までに、お子さまの体調の良い時に受けてください。**

- ・母子健康手帳・予診票（自宅で記入）・筆記用具は必ずお持ち下さい。
- ・このBCG予防接種を受けるにあたっての説明書を読んで、接種について保護者の同意が必要です。
- ・予診票は、安全に予防接種を実施するため、正確に記入してください。
- ・接種したところは、もんだりせず、清潔にしておいてください。
- ・接種当日の入浴はさしつかえありません。

**\* 次のような場合は、BCG予防接種は行なうことができません**

- ①明らかな発熱（通常37.5℃以上）がある場合
  - ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合  
急性の病気で薬を飲んでいるお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です
  - ③結核その他の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる場合
  - ④免疫機能に異常がある疾患にかかっている場合
  - ⑤医師が不適當な状態と判断した場合
  - ⑥注射生ワクチンを受けた日から、27日以上経過していないお子様  
注射生ワクチン・・・例：麻しん風しん、水痘、おたふくかぜ
- ※その他、副腎皮質ホルモン（ステロイド剤）を飲んだり24時間以内に接種部位（上腕）に塗っている場合は、BCGを接種してよいか主治医と相談してください。

### 《BCG予防接種の説明》

#### 結核とは

結核は、結核菌の空気感染によって発病します。わが国の結核患者はかなり減少しましたが、まだ3万人近い患者が毎年発生しているため、大人から子どもへ感染することも少なくありません。また、結核に対する抵抗力（免疫）は、お母さんからもらうことができませんので、生まれたばかりの赤ちゃんもかかる心配があります。乳幼児は結核に対する抵抗力（免疫）が弱いので、全身性の結核にかかったり、結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。



#### BCGワクチン

牛型結核菌を弱毒化してつくったワクチンです。「管針」とよばれる専用の接種器具を用いるスタンプ方式で上腕の2カ所に強く押し付けて接種します。軽い出血がみられるのが普通です。接種したところは、日陰で10分程度乾燥させ、乾燥した後に服を着せてください。

BCGは注射生ワクチンです。接種後はウイルスの干渉を防止するために、他の種類の注射生ワクチンを接種する場合は、27日以上の間隔をあけてから、接種してください。



## BCG接種後の反応

通常接種後1～4週間の間に、接種局所に赤くポツポツができ、一部に小さいうみができることがあります。この反応は、接種後4週間ごろに最も強くなりますが、その後はかさぶたができて接種後3ヶ月までにはなおり、小さなきずあとが残るだけになります。これは異常な反応ではなく、BCG接種により抵抗力（免疫）がついた証拠です。自然になおりますので、包帯をしたり、バンソウコウをはったりしないで、そのまま清潔を保ってください。

## 副反応（このような場合は、医師に相談して下さい）

- ①接種後3ヶ月を過ぎても、接種のあとがジクジクしているようなとき。
- ②接種をした側のわきの下のリンパ節が大きく腫れたり（約1%に出現すると言われていす）、まれに化膿して自然に破れたりしたとき。
- ③コッホ現象がおこったとき。



**\*コッホ現象\***…お子さまが結核にかかったことがある場合は、接種直後～10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び接種局所の化膿等を来し、通常2週間から4週間後に消失、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあります。これをコッホ反応といいます。接種直後から接種部位に強い反応がでた場合は、保健センターに相談して下さい。

## 重い副反応

予防接種を受けた後、接種局所のひどいはれなどがあり、その症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、副反応の報告がなされます。

ワクチンの種類によっては、極めてまれに脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。このような場合に厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、※「予防接種法に基づく健康被害救済」の給付の対象となります。

## ※予防接種健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 予防接種法に基づかない接種（任意接種）で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。